

添加物「カンタキサンチン」の食品健康影響評価に必要な補足資料について（案）

- 添加物「カンタキサンチン」は、いわゆる国際汎用添加物として、食品健康影響評価の要請があり、平成 24 年 3 月 27 日の第 104 回添加物専門調査会で審議開始されたもの。
- 厚生労働省より提出された「カンタキサンチン 指定のための検討報告書」（第 104 回専門調査会資料 3-1）によれば、本品は、欧州連合において、着色料としてストラスブール風ソーセージに限り最高 15 mg/kg までの使用が認められているとされている。
- 一方で、「Official Journal of European Union 12.11.2011」（参照）によれば、現在、添加物「カンタキサンチン」は、“欧州連合において使用されておらず、添加物リストに含まれるべきでない、しかし、医療分野では使用される”とされているため、下記のとおり、補足資料の提出を厚生労働省に求めることとする。

	補足資料	要求の理由
1	現在の EU における「カンタキサンチン」の食品添加物としての使用実態を調査し、報告すること。	「カンタキサンチン」の安全性評価に必要であるため。
2	上記 1 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上

（参照）

Official Journal of European Union 12.11.2011
L 295/2 (14)